

別 紙

答申第41号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった個人情報情報を非開示とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成30年5月25日に本件審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件開示請求の内容は、「探偵業に関する事務情報」である。

(3) この請求に対して、実施機関は、その請求内容から開示を求められている情報が特定できないことから、平成30年6月8日付けで書面により補正を求めた。

(4) 審査請求人は、平成30年6月27日付けで請求内容を「私が探偵業の届け出をするに際して、平成18年4月1日以降において、作成又は取得された個人情報」とする補正書を提出した。

(5) 実施機関は、平成30年7月12日付けで開示決定等の期間延長を行い、平成30年8月9日付けで次のとおり決定を行った。

ア 全部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報情報が記載された公文書として、「探偵業台帳」、「探偵業届出証明書」を特定し、全部開示決定を行った。

イ 部分開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報情報が記載された公文書として、「探偵業開始届出書」、「身上調査照会書（起案）」、「身上調査照会回答書」、「個人照会（行政、暴力団、DV、ストーカー照会）原票」、「犯歴照会について（電話・口頭受（発）用紙）」、「暴力団照会の実施について（依頼）」、「暴力団員照会結果の通知について（回答）」の7件を特定し、別紙の開示しない部分及びその理由により、部分開示決定を行った。

(6) 審査請求人は、本件部分開示決定を不服として平成30年8月20日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(7) 諮問実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、平成30年10月11日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定の取り消し、開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 自己を本人とする実施機関の保有する個人情報の開示により、条例第1条の目的に照らして、請求者個人の権利利益の侵害の有無を確認するため。

イ 条例第13条第3号について

「直接犯罪の予防、鎮圧及び捜査等の職務にあたる職員が報復、嫌がらせにより

直接その権利利益が不当に害される事態が生ずるおそれ」から守るため、氏名情報を非開示とするのであるから、直接犯罪の予防、鎮圧及び捜査にあたらぬ警察官及びその権限を与えられていない警察職員は、条例第13条第3号ただし書きウのカッコ書きの対象外である。

警部補以下の階級にある警察官が、直接犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の職務にあたる場合に限り、その氏名情報は非開示情報となるのが、条例第13条第3号ただし書きウ、規則第5条が規定されている趣旨であろう。

直接犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関与しているのは一部の警察官であり、警察官の多くは「行政事務」の処理に従事しており、警察職員は、一般の行政職員（県、市町村、教職員等）と同様に「行政事務」のみを処理している。

行政事務の処理は、行政決定する上で基礎となる行政調査で情報収集をし、その結果報告に基づき、決裁がなされ、執行されるのが一般的な流れであり、当該行政調査等に基づく報告内容次第で、違法・不当な行政決定をされるおそれがあることから、直接犯罪の予防、鎮圧及び捜査等の職務以外の行政事務処理過程における責任の所在を明確にするためにも、氏名情報は開示すべきである。

ウ 条例第46条第2項について

条例解釈運用基準は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報」の適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」ことが適当であるとしている。

現場警察官の任意の行政作用である職務質問と併せて行う「犯歴照会」は、必ずしも「裁判、処分若しくは執行を受けた者」のみを対象とするものではない。

当該照会の結果、「裁判、処分若しくは執行を受けた者」に該当しない者に対する「警務部情報管理課の回答内容」がそのまま条例第46条第2項を根拠とする適用除外にならないことは明らかである。

したがって、請求人以外の者により開示請求されたのであれば、犯歴の有無に関わらず非開示情報であるが、請求人本人が開示請求したのであれば、犯歴の有無に関わらず開示情報となる。

実施機関が本条を適用して適用除外とすれば、請求人本人が請求しても非開示とされ、実施機関が保有する請求人の個人情報が誤った情報、不完全な情報であれば、請求人はその情報に基づき、自己に関して誤った判断がされるおそれが生じることになる。このような事態になることを回避するために、条例第1条は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、誤った情報、不完全な情報によって自己に関して誤った判断がされない利益など「個人の権利利益」を保護することを目的としているのである。

実施機関が主張するように、本条による適用除外とするのであれば、実施機関が保有する請求人の個人情報を誤った情報（例えば、犯歴がないにもかかわらず、犯歴があるとの情報が保有されている場合など）を確認することができず、いったん犯歴者として誤認登録された場合、生涯犯歴者扱いされることになり、条例の目的にも反することになる。

よって、本条項をもって開示しない理由としたことは違法である。

エ 条例第13条第5号について

本号を開示しない理由とするのであれば、本件が犯罪の予防捜査等に代表される

「刑事法の執行に関する情報」に該当し、これを開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長である警察本部長が認めるにつき「相当の理由」があることが必要である。

実施機関の長である警察本部長は、本条項を開示しないとする場合には、まず「当該情報が同号所定のおそれがあると判断し得る情報」であることが、請求人において理解できる程度の非開示の理由付記をしなければならないことになる。

請求人が暴力団員と判断した過程に「相当の理由」を示す情報を保有しているのかいないのかを開示しなければ、請求人が暴力団員ではないのに、暴力団員として個人情報保有されている場合には、その訂正等及び利用停止を求める権利を規定した条例第1条（目的）に違反することになる。

しかるに、単に「暴力団に関する情報であり、開示することにより、暴力団関係者に関する調査が適切に行えなくなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがある」とするのであれば、請求人が暴力団員であるかないか判断することなく、本条項を適用して非開示処分したことになり、裁量権の逸脱・濫用となる。

4 実施機関の主張

実施機関の非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

実施機関が特定した文書は、審査請求人が探偵業を営むにあたり、探偵業の業務の適正化に関する法律第4条に基づき届け出をした際に取得、作成したものである。このうち、本件審査請求に係る文書については、同法第3条に掲げる欠格事由の該当の有無に関する調査に対する回答書等であり、非開示理由は以下のとおりである。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として、条例第1条（目的）を用いて「請求者個人の権利利益の侵害の有無を確認するため」としているが、当然に、条例は当該目的を前提とした上でなお非開示とする情報が規定されているものであり、当該理由では、本件審査請求を認容できない。

(1) 個人情報

警部補以下の階級にある警察官及び同相当職にある警察職員の氏名及び印影については、条例第13条第3号ただし書きウに定める規則に規定する職の公務員氏名に該当し、また同号ただし書きア及びイに該当しないことから非開示とした。

(2) 公共安全等情報

暴力団情報に関する照会に対する回答のうち、その照会結果については、暴力団員該当結果について開示することにより、警察の暴力団員に関する把握能力を露呈することとなり、また、暴力団関係者に対する調査が適切に行えなくなるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とした。

(3) 個人情報の開示等（条例第3章）の規定が適用されない情報

身上調査、個人照会に対する回答のうち、前科、犯歴に関する照会結果については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により同法第4章（開示等）が適用されない個人情報」に該当し、条例第46条第2項の規定により条例第3章（個人情報の開示等）の適用除外であることから非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報及び審査の対象について

本件開示請求の内容は、「私が探偵業の届け出をするに際して、平成 18 年 4 月 1 日以降において、作成又は取得された個人情報」であり、この請求に対して実施機関は、上記 2 (5) のとおり、全部開示決定及び部分開示決定を行っている。

審査請求人は、本件部分開示決定のうち、「身上調査照会回答」、「犯歴照会について（電話口頭受（発）用紙）」、「暴力団員照会結果の通知について（回答）」の非開示部分の開示を求めて審査請求を行っていることから、当審査会は、当該部分を審査の対象とし、その他の非開示部分についての判断は行わないこととする。

(2) 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名及び印影について

ア 条例第 13 条第 3 号について

条例第 13 条第 3 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示情報に該当すると規定している。

ただし、個人の権利利益保護の観点から非開示とする必要のない情報（同号ただし書きア）、人の生命等を保護するために開示が必要な情報（同号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書きウ）は非開示情報からは除かれる。

イ 条例第 13 条第 3 号該当性について

本件部分開示決定のうち、審査の対象である「身上調査照会回答」、「犯歴照会について（電話口頭受（発）用紙）」、「暴力団員照会結果の通知について（回答）」において非開示とされた警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名及び印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 13 条第 3 号本文に該当する。また、当該部分は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、本号ただし書きアには該当せず、本号ただし書きイの人の生命等を保護するために開示が必要な情報にも該当しないことは明らかである。

ところで、本号ただし書きウは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしている。しかしながら、この例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとしている。

この規則で定める職については、島根県個人情報保護条例施行規則（平成 14 年 9 月 3 日島根県規則第 84 号）第 5 条で、「条例第 13 条第 3 号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条第 1 項及び第 55 条第 1 項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。この規定は、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名に係る部分を開示すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者であって、規則で定める職にある者については、その氏名に係る部分を非開示とするものである。

本件部分開示決定において、実施機関が非開示とした警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名及び印影は、「当該公務員等が規則で定める職にある場合」に該当するため、本号ただし書きウに該当しない。

したがって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名及び印影を非開示としたことは妥当である。

(3) 暴力団情報に関する照会結果について

ア 条例第 13 条第 5 号について

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、開示することにより犯罪の予防捜査等に支障があると認められる情報については、非開示とすることを定めたものである。

本号に該当する情報については、その性質上、開示又は非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるが、当該判断については、実施機関の裁量が無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

イ 条例第 13 条第 5 号該当性について

実施機関は、「暴力団員照会結果の通知について(回答)」に記載されている情報のうち、その照会結果については、暴力団員該当結果について開示することにより、警察の暴力団員に関する把握能力を露呈することとなり、また、暴力団関係者に対する調査が適切に行えなくなるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあることから非開示としたと説明している。

一方で、審査請求人は、単に「暴力団に関する情報であり、開示することにより、暴力団関係者に関する調査が適切に行えなくなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがある」とするのであれば、請求人が暴力団員であるかないか判別することなく、本号を適用して非開示としたことになり、裁量権の逸脱・濫用となる旨主張している。

当審査会から実施機関に対し、上記の説明について補足を求めたところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 特定の個人に係る暴力団員としての認定は、警察が収集した資料を総合的に判断することにより、本人に通知等することなく行われているものであり、自らが暴力団員として認定されているか否かについては、本来、当該暴力団員本人が知ることができるものではない。

ひとたび暴力団員が自己が暴力団員として認定されていることを知れば、警察の未把握の人物を利用するなどして秘密裏に犯罪を敢行したり、罪証隠滅を図る等、暴力団員としての活動の潜在化、巧妙化を一層助長するおそれが高まるためである。

したがって、暴力団員該当結果を開示できることとすると、暴力団員が個々に開示制度を利用し、自身が警察から暴力団員として把握されているか否かという情報を得ることが可能となってしまう、結果として警察の暴力団員把握能力をさらけ出すこととなる。

(イ) 開示により特定の個人が暴力団員であると警察が把握していることが分かった場合には、当該暴力団員の調査に関し警察が入手した情報について、その情報源となった者や入手の方法が推認されたり、特定に至るおそれがある

り、当該情報源と警察との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるほか、組織的な報復行為等により、情報提供者の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあり、また、これらの加害行為を危惧する者が情報提供を躊躇するなど、今後の調査に影響を及ぼすため。

ウ 当審査会で実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報を見分したところ、当該部分は、実施機関が審査請求人を暴力団員として認識しているか否かを記載した部分であり、開示することにより、警察による暴力団に関する実態把握状況、情報収集能力等が明らかとなるおそれがあるものといえることから、警察の暴力団員に関する把握能力を露呈することとなり、暴力団関係者に対する調査が適切に行えなくなるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は、合理性を欠くとまではいえない。

したがって、暴力団員照会結果の内容が分かる部分について、実施機関が犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められ、条例第 13 条第 5 号に該当すると判断する。

(4) 条例第 46 条第 2 項該当性について

ア 条例第 46 条第 2 項について

条例第 46 条第 2 項は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は適用しない。」と規定している。すなわち行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 4 章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、条例第 3 章（個人情報の開示、訂正等及び利用停止）は適用しないこととなる。

イ 行政機関個人情報保護法の規定により、同法第 4 章の規定が適用されない個人情報としては、刑の執行等に係る保有個人情報等が挙げられる。

行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項は、「第 4 章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申し出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

行政機関個人情報保護法が刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の適用除外とした趣旨は、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が本人以外の者に明らかとなる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に收容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に自己の情報を開示請求させる場合などが想定される。

ウ 本件についてみると、実施機関が条例第 46 条第 2 項に該当するとして非開示とした情報は、実施機関が行った関係機関への審査請求人の前科、犯歴に関する照会に対する関係機関からの回答部分である。

当該非開示情報は、審査請求人の前科、犯歴に係る情報を記載しているものであることから、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項が規定する刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報に該当する。

したがって、当該非開示部分は条例第 46 条第 2 項に該当し、条例第 3 章の規定は適用されないものと認められる。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

開示請求に係る個人情報 が記載された公文書名	開示しない部分	開示しない理由
探偵業開始届出書	決裁欄の印影の一部	<p>条例第 13 条第 3 号に該当</p> <p>警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第 13 条第 3 号ただし書きウに定める規則に規定する公務員の氏名であり、また同号ただし書きア及びただし書きイのいずれにも該当しないため。</p>
身上調査照会書（起案）	決裁欄の印影の一部及び「取扱者」欄の氏名	<p>条例第 13 条第 3 号に該当</p> <p>警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第 13 条第 3 号ただし書きウに定める規則に規定する公務員の氏名であり、また同号ただし書きア及びただし書きイのいずれにも該当しないため。</p>
身上調査照会回答書	決裁欄の印影の一部及び「取扱者」欄の氏名	<p>条例第 13 条第 3 号に該当</p> <p>警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第 13 条第 3 号ただし書きウに定める規則に規定する公務員の氏名であり、また同号ただし書きア及びただし書きイのいずれにも該当しないため。</p>
	「前科」欄の記載内容	<p>条例第 46 条第 2 項に該当</p> <p>当該部分に記載の内容は、条例第 46 条第 2 項の規定により、条例第 3 章の規定が適用されない個人情報に該当するため。</p>
個人照会（行政、暴力団、DV、ストーカー照会）原票	決裁欄の印影の一部並びに「作成者」欄の氏名及び印影	<p>条例第 13 条第 3 号に該当</p> <p>警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第 13 条第 3 号ただし書きウに定める規則に規定する公務員の氏名であり、また同号ただし書きア及びただし書きイのいずれにも該当しないため。</p>
	「作成者」欄の警察電話番号	<p>条例第 13 条第 7 号に該当</p> <p>開示することにより、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるため。</p>

開示請求に係る個人情報記載された公文書名	開示しない部分	開示しない理由
犯歴照会について（電話口頭受（発）用紙）	決裁欄の印影の一部並びに「作成者」欄の氏名及び印影	<p>条例第 13 条第 3 号に該当</p> <p>警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第 13 条第 3 号ただし書きウに定める規則に規定する公務員の氏名であり、また同号ただし書きア及びただし書きイのいずれにも該当しないため。</p>
	警務部情報管理課の回答内容	<p>条例第 46 条第 2 項に該当</p> <p>当該部分に記載の内容は、条例第 46 条第 2 項の規定により、条例第 3 章の規定が適用されない個人情報に該当するため。</p>
暴力団照会の実施について（依頼）	決裁欄の印影の一部及び原議兼行者の印影	<p>条例第 13 条第 3 号に該当</p> <p>警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第 13 条第 3 号ただし書きウに定める規則に規定する公務員の氏名であり、また同号ただし書きア及びただし書きイのいずれにも該当しないため。</p>
暴力団員照会結果の通知について（回答）	決裁欄の印影の一部	<p>条例第 13 条第 3 号に該当</p> <p>警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第 13 条第 3 号ただし書きウに定める規則に規定する公務員の氏名であり、また同号ただし書きア及びただし書きイのいずれにも該当しないため。</p>
	照会結果の内容が分かる部分	<p>条例第 13 条第 5 号に該当</p> <p>暴力団に関する情報であり、開示することにより、暴力団関係者に関する調査が適切に行えなくなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

(諮問第39号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年10月11日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成30年11月15日	諮問実施機関から非開示理由説明書を受理
平成30年12月3日	審査請求人から意見書を受理
令和2年11月12日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和2年12月24日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和3年1月28日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和3年3月18日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和3年3月25日 (審査会第5回目)	審議
令和3年4月19日	島根県個人情報保護審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会